

# 東京都立蔵前工業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月 1 日

校長決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- (2) いじめは、どのクラス、どの子にも起こり得るものである。
- (3) いじめられた生徒の立場に立って問題解決を行う。
- (4) 本校の教職員は、いじめの早期発見と未然防止に努める。

## 2 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係する機関及び団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの未然防止策、早期発見策の検討及びいじめが起きた場合の加害者、被害者への適切な指導、保護者の対応、いじめ防止研修等の指導計画・方針を共通理解した上での役割分担、組織的かつ迅速な対応を行う委員会とする。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの早期発見、早期対応策の検討
- ・いじめが起きた場合の対応策検討
- ・ネットいじめへの対応
- ・家庭と地域社会、関係機関との連携、いじめ防止校内研修

#### ウ 会議

定例会は原則として、毎月 1 回開催するが、緊急性が高い場合は臨時の会議として開催することもある

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、学年生活指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会支援する組織としてサポートチームを設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの早期発見、早期対応策の検討

- ・いじめが起きた場合の対応策検討
- ・ネットいじめへの対応

#### ウ 会議

年3回開催する学校運営連絡協議会を会議の場とするが、緊急性が高い場合は臨時の会議として開催することもある

#### エ 委員構成

委員は、校長が委嘱する大学関係者1名、中学校長1名、警察関係者1名、地域住民代表1名、企業経営者1名、同窓会代表1名、保護者代表1名とする。

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ア 課題のある生徒に対し、担任が個別面談、HR活動や放課後等における働きかけを行う。
- イ ホームルーム等において、各学年に1回以上、「いじめに関する授業」を実施する。
- ウ 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」を推進し、「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを意識させていく。

#### (2) 早期発見のための取組

- ア 年3回、いじめに関するアンケートを実施し、いじめをはじめとする課題の発見に努める。
- イ 1学年時において、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ウ 各学期始めに全教職員による校内外の巡回を実施し、いじめの未然防止と早期発見に努める。

#### (3) 早期対応のための取組

- ア 速やかな対応策の検討と実施。
- イ いじめに関するアンケートの実施により、いじめに係る情報の収集を行う。
- ウ 被害生徒やその保護者に対し、スクールカウンセラーの活用などを通して心のケアを図る。
- エ 学校サポートチームを通じ、保護者や警察署等関係機関との情報共有を図る。

#### (4) 重大事態への対処・被害生徒への保護とケア

- ア 最悪のケースを回避するため、複数の教員により間断なく見守る体制を構築する。
- イ スクールカウンセラーと教員との情報共有や授業観察を積極的に実施する。

### 5 教職員研修計画

いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実にを行うようにするため、教職員対象の校内研修を原則として、年2回実施する。

### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りなどを積極的に活用し、日頃から学校のいじめ防止対策について保護者に周知する。
- (2) スクールカウンセラーによる保護者相談を実施するなど、保護者が気軽に相談できる環境を整備する。

### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警察署・児童相談所等と日頃から連携を密にし、情報交換を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

評価項目にいじめに関する項目を入れ、継続的な検証とともに基本方針の見直しを行う。

附則 この基本方針は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この基本方針は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基本方針は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。